

特定相談支援事業・障害児相談支援事業 運営規程

【みんなでいきる相談センター】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みんなでいきるが設置するみんなでいきる相談センター（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適正な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

5 事業所の従業者は、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 みんなでいきる相談センター

（2）所在地 新潟県上越市石橋2丁目3番29号 ぱれっと1階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 1名以上

利用者等からの生活全般に関する相談に応じるとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成に関する業務及びモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること

(2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること

(3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること

(4) 利用者等の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること

(5) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案（以下「サービス等計画案等」という。）を作成すること

(6) サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容について意見を聴取すること

(7) サービス等利用計画案等を利用者等に説明し、文書により同意を得ること

(8) サービス等利用計画等を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出すること

(9) モニタリングに当たっては利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画等の実施状況の把握を行うこと。

(10) 必要に応じ、サービス等利用計画等の変更を行うこと。

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領の手続きによらない利用者等に対し指定計画相談支援等を提供した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項及び児童福祉法第24条の26第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、上越市の全域とする。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第9条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

障害者、障害児とし、障害の種類別は問わない

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第11条 提供した指定計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定計画相談支援等に関し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項及び児童福祉法第24条の3第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(研修)

第12条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第13条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 指定計画相談支援等の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、個々の障害者等ごとに記載した相談支援台帳等の記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟県及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 相談 常時の連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる相談支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入・対応 常時の受入体制を確保しながら緊急時に受入対応できる短期入所の機能
- (3) 体験の機会・場 グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能
- (4) 専門的な人材の確保・養成 専門的な対応（医療的ケア、強度行動障害等）を行うことができる体制を確保する機能
- (5) 地域の体制づくり コーディネーター（相談支援専門員）が中心となって、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行う機能
- (6) その他 多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携を含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築する機能

第17条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みんなでいきると事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。